

# 島根県営繕工事設計業務等積算基準の改定

## 1. 改定概要

令和6年1月に建築士法第25条に基づく業務報酬基準が改定（令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号）されたことにより、官庁営繕では「官庁施設の設計業務等委託要領」を同年3月に改定された。

このことから、県基準についても、国要領に準じて改定する。

### (1) 全般に係る事項

- ① 行政手数料、PUBDIS登録料を特別経費に追加  
（特別経費のうち、行政手数料やPUBDIS登録手数料等の価格が定められているものについては、変更契約時に入札率を乗じないことを追記）
- ② 業務細分率の見直し

### (2) 床面積に基づく算定方法（新築）

- ① 用途・規模別の算出係数の見直し
- ② 一般業務に係る業務人・時間数の算定式に新たな式を規定  
〔現行基準〕  $A = a \times S^b$   
〔追加基準〕  $A = a \times S + b$   
※第四号第2類又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡）  
以下の場合、追加基準を適用し、それ以外は現行基準を適用
- ③ 難易度係数の考え方の見直し（係数の見直し、該当係数を全て乗ずる）
- ④ 追加業務（積算業務に係る業務人・時間数）の算出式の係数の見直し  
（積算業務に係る業務人・時間数）  
=（実施設計に係る業務人・時間数）×0.25〔現行基準：0.2〕
- ⑤ 新たに「複合化係数」を規定（複合建築物の設計時に採用）

### (3) 図面目録に基づく算定方法（改修）

- ① 設計に必要な図面1枚毎の業務人・時間数の算出式の係数の見直し
  - (i) 建築改修工事  
（業務人・時間数）=13.567×（図面1枚毎の換算図面枚数）〔現行基準：12.540〕
  - (ii) 設備改修工事  
（業務人・時間数）=9.357×（図面1枚毎の換算図面枚数）〔現行基準：10.233〕
- ② 追加業務（積算業務に係る業務人・時間数）を算出式の係数の見直し  
（積算業務に係る業務人・時間数）  
=（実施設計に係る業務人・時間数）×0.21  
〔現行基準：0.8872×（実施設計に係る業務人・時間数）<sup>0.796</sup>〕

### (4) 工事監理業務に関する算定方法

一般業務に係る業務人・時間数の算定式に新たな式を規定（(2)②を準用）